

提 案 理 由

議案第50号

損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

本件は、国道9号線で発生した公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求めるものである。

【事故の概要】

令和8年3月5日、国道9号線を走行中、前方を走行する2台の車両のうち、先頭を走行していた車両①がハザードを点灯させ道路脇に停車したことで、後方を走行する車両②が併せて速度を緩めた際に、それに気づくのが遅れ、車両②の後部に衝突したものであり、人身事故扱いとなっている。

■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0%

■損害賠償の額 2,896,573円

(対人分 536,737円、対物分 2,359,836円)

(公益社団法人 全国市有物件災害共済会から補填)